

# ファミリーサポートセンターすさき 相互援助活動の手引き (令和 8 年 6 月版)

ファミリーサポートセンターすさき

〒785-8601 須崎市山手町 1 番 7 号

須崎市総合保健福祉センター1F 子ども・子育て支援課内

TEL:0889-42-1229 FAX:0889-42-1190

MAIL:[jidou@city.susaki.lg.jp](mailto:jidou@city.susaki.lg.jp)

## もくじ

|                 |                      |       |
|-----------------|----------------------|-------|
| ファミリーサポートセンターとは | □□□□□□□□□□           | P.2   |
| 会員登録            | □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□ | P.2   |
| 援助活動の内容         | □□□□□□□□□□□□□□□□□□   | P.2～3 |
| 会員の心得           | □□□□□□□□□□□□□□□□□□   | P.3   |
| 援助活動の流れ         | □□□□□□□□□□□□□□□□□□   | P.3～4 |
| 援助活動の利用料に関する基準  | □□□□□□□□□□           | P.5   |
| 補償保険について        | □□□□□□□□□□□□□□□□□□   | P.6～7 |
| よくある質問          | □□□□□□□□□□□□□□□□□□   | P.8   |
| 安全チェックリスト       | □□□□□□□□□□□□□□□□□□   | P.9   |
| 個人情報保護に関する基本方針  | □□□□□□□□□□□□         | P.10  |

## ファミリーサポートセンターとは

ファミリーサポートセンター(以下「ファミサポ」)は、子育ての援助を受けたい方(おねがい会員)と、子育ての援助をしたい方(まかせて会員)がそれぞれ会員になり、子育ての相互援助を地域で行う会員組織です。

### 会員登録

おねがい会員



どっちも会員



まかせて会員



イラスト:明神ゆうき

須崎市在住で、援助を必要とする6ヶ月から小学校6年生までの子どもがいる方。

「お願い会員」及び「まかせて会員」としての援助活動の両方を行う方で、ファミサポの行う講習を受講した方。

須崎市在住の20歳以上の方で、援助活動を行うことができる方で、ファミサポの行う講習を受講した方。

### 援助活動の内容

主な援助活動の内容

- ☐ 保育園・幼稚園の登園前・降園後または学校の登校前・下校後の預かり
- ☐ 保育園・幼稚園・学校までの送迎
- ☐ 保護者の仕事や用事があるときの預かり
- ☐ その他、子育て支援に必要な援助(習い事への送迎など)

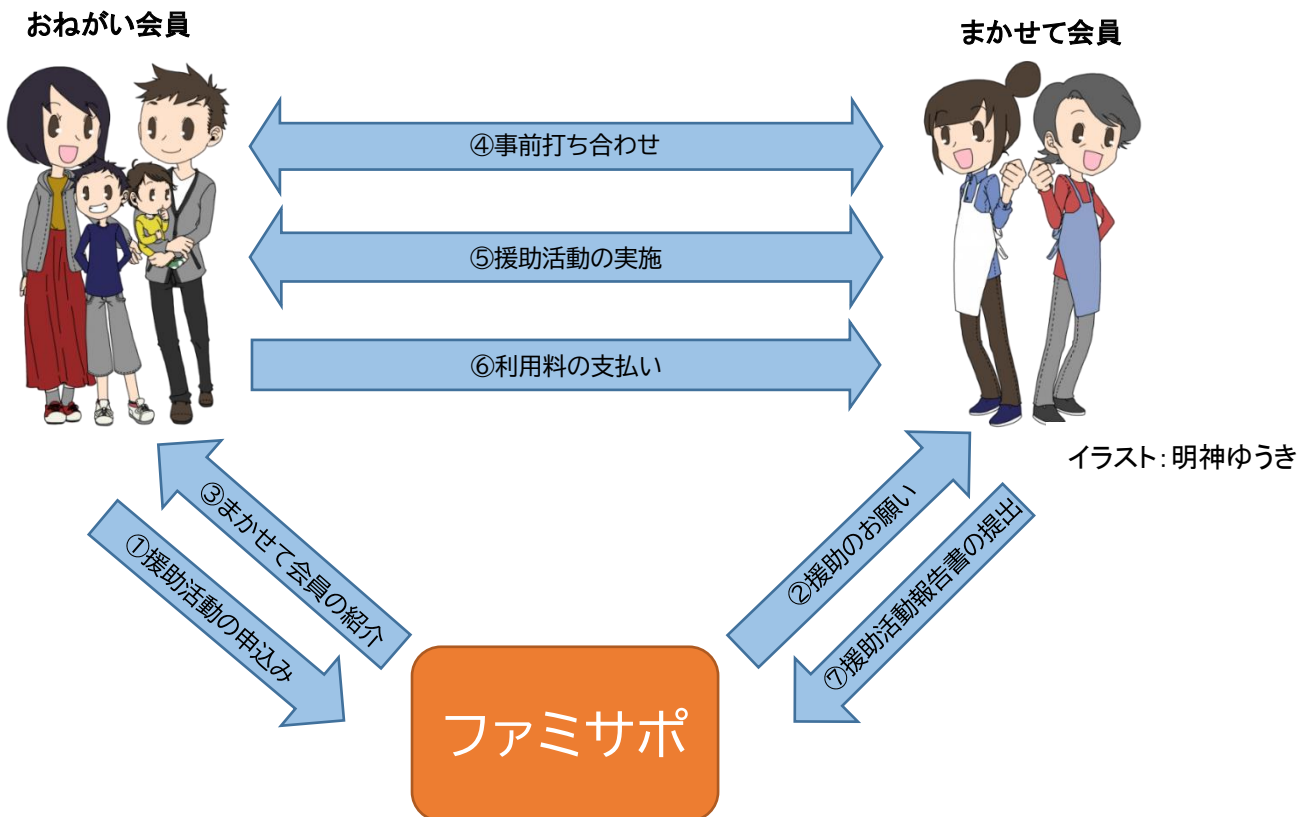
行えない援助活動

- ✕ 家事援助
- ✕ 医療行為を伴う活動(薬を飲ませる、薬を塗る、緊急時以外に病院へ連れていく)
- ✕ 宿泊を伴う活動
- ✕ まかせて会員が、兄弟姉妹でないお子さんを同時に預かること
- ✕ お子さんが病気のときの預かり

## 会員の心得

1. ファミリーサポートセンター活動の趣旨と決まりを守りましょう。
2. 活動を通じて知りえた個人情報について、プライバシーの侵害や個人情報を第三者に漏らしてはなりません。退会後も同様です。
3. 会員同士で約束した時間は必ず守りましょう。
4. 活動中は常に会員証を携行し、関係者から求めがあった場合は速やかに提示してください。
5. おねがい会員は事前依頼した援助内容以外の活動を要求しないでください。また、まかせて会員が事前に確認した内容以外の活動をする場合は、必ずおねがい会員の承諾を得てください。
6. 事故の未然に防ぐため、常に子どもの安全を確認してください。
7. 政治・宗教・営利等の目的に利用しないでください。
8. 活動中に事故が発生した場合は、速やかにセンターに連絡してください。
9. 活動において困ったときは、センターまでご相談ください。
10. センターへの連絡なしでの活動や、援助活動報告書の提出がないものについては、補償保険の対象となりませんので、必ず連絡、報告してください。

## 援助活動の流れ



#### ①援助活動の申込み

- ◎申し込みは「おねがい会員」からファミリーサポートセンターすさき(以下「センター」)へ連絡してください。センターを通さない場合、補償保険(P. 6～7)の適用になりません。
- ◎具体的な活動内容・日時などを、希望日から概ね2週間前までにご連絡ください。

#### ②「まかせて会員」に援助のお願い

- ◎センターは依頼された内容の活動ができる「まかせて会員」を探し、援助のお願いをします。ただし、条件に見合う方が見つからない場合もあります。

#### ③「お願い会員」に援助を行う「まかせて会員」を紹介

- ◎援助ができる「まかせて会員」がいた場合、センターから「おねがい会員」に紹介します。

#### ④事前打合せ

- ◎「おねがい会員」と「まかせて会員」で、援助を受ける子ども同席のもと、事前打合せをします。初回の打合せには、センターのアドバイザーが同席します。
- ◎事前打合せは、安全な援助活動を行うためにとても重要です。具体的な援助活動の内容を確認するとともに、子どもと「まかせて会員」が親しくなってもらうことも目的としています。
- ◎事前打合せにより、双方で援助活動の内容に合意できたら、「おねがい会員」から「まかせて会員」への援助の依頼となります。

#### ⑤援助活動の実施

- ◎事前打合せに基づいた援助活動を実施します。
- ◎「おねがい会員」は必要な物(ミルク、おむつ、着替え、タオル、おもちゃ等)を準備してください。食事やおやつは原則として「おねがい会員」が準備していただきますが、事前に「まかせて会員」の協力が得られることが確認できている場合は、実費を支払ってください。
- ◎「まかせて会員」は、援助活動中子どもの安全を第一に考えて行動してください。万が一事故が発生した場合は、速やかに「おねがい会員」に連絡してください。その後センターへの報告も必要となります。

#### ⑥利用料の支払い

- ◎「おねがい会員」は、活動終了後に、原則その都度利用料(交通費、食事代等含む)を直接手渡しで支払います。
- ◎「まかせて会員」は、「援助活動報告書」を記載します。会員双方で記載内容を確認し、お互い記名し、「おねがい会員」の控えを渡します。

#### ⑦援助活動報告書の提出

- ◎「まかせて会員」は、援助活動報告書(センター提出用)を活動の翌月5日までにセンターに提出します。提出は持参のほか、郵送、FAXでも可能です。

## 援助活動の利用料に関する基準

### 援助活動の利用料

| 活動日                            | 活動時間          | 報酬額(1 時間あたり) |
|--------------------------------|---------------|--------------|
| 月曜日から金曜日<br>(祝日・12/29～1/3 は除く) | 午前 7 時～午後 7 時 | 600 円        |
|                                | 午後 7 時～午後 9 時 | 700 円        |
| 土曜日、日曜日、祝日、12/29～1/3           | 午前 7 時～午後 7 時 | 700 円        |
|                                | 午後 7 時～午後 9 時 | 800 円        |

※援助活動の最初の1時間は、1時間未満でも「1時間」として計算します。1時間を超えた場合の端数は、30分以下の場合は半額となり、30分を超えた場合は1時間として計算します。

※同一世帯内で複数の子どもを同時に「まかせて会員」が預かる場合は、2人目から半額となります。

※予定されていた援助活動の時間ではなく、実際の時間で計算します。

※朝と夕方の送迎など、活動が連続していない場合は、各活動時間で別々に利用料を計算します。

### その他の実費負担

|      |                |             |
|------|----------------|-------------|
| 交通費  | 自家用車を使用した場合    | 1Km当たり 30 円 |
|      | 公共交通機関等を使用した場合 | 実費          |
| 食事代  | おまかせ会員が提供する場合  | 実費          |
| おむつ代 | おまかせ会員が提供する場合  | 実費          |

### キャンセルについて

◎「おねがい会員」の都合(子どもの体調不良、予定変更等)により援助活動をキャンセルした場合、次のとおりキャンセル料が必要になります。

| 区分         | キャンセル料  |
|------------|---------|
| 活動予定日の前日まで | 無料      |
| 活動予定日当日    | 1 時間相当額 |

◎「まかせて会員」の都合によりキャンセルになった場合、キャンセル料は発生しません。

◎キャンセルになった場合は、センターにも連絡が必要です。

### 初回利用料助成について

◎初めて援助活動を利用する「おねがい会員」について、初回利用で支払った利用料のうち、利用開始から4時間分を上限に助成します。

◎交通費等の実費負担、キャンセル料等については助成の対象となりません。

### 活動費について

「まかせて会員」として登録し、年度内に1回以上の援助活動を行った方に対し、活動費を支給しています。活動費は 5,000 円で、年度ごとに支給されます。

## 補償保険について

援助活動中の事故に備え、ファミサポでは補償保険に加入しています。保険料はセンターが負担するため会員の自己負担はなく、会員登録した場合に自動的に加入となります。

保険金を請求する際は、事故の日時、場所、原因及び状況、けがの状態、病院などをセンターに報告する必要があります。ただし、補償保険は治療費のすべてを保証するものではなく、適用の対象とならない場合もあります。

### ①サービス提供会員傷害保険

「まかせて会員」が、援助活動中や援助活動のために自宅と「おねがい会員」宅や保育所等への往復途上（自宅との通常の経路）において被った障害等について、保険金が支払われます。

| 事由     | 保険金額         | 備考                      |
|--------|--------------|-------------------------|
| 死亡     | 450 万円       | 事故日より 180 日以内を限度        |
| 後遺障害   | 18 万円～450 万円 | 事故日より 180 日以内を限度        |
| 入院(1日) | 3,000 円      | 事故日より 180 日以内を限度        |
| 手術     | 3,000 円×所定倍率 | 事故日より 180 日以内を限度        |
| 通院(1日) | 2,000 円      | 事故日より 180 日以内で、90 日分を限度 |

（補償例）

- ・「まかせて会員」が、子どもの食事を調理中、やけどをした。
- ・「まかせて会員」が、自宅から「おねがい会員」宅に子どもを預かりに行く途中、自動車事故にあってけがをした。

### ②賠償責任保険

援助活動中の「まかせて会員」が、第三者の身体や財物に損害を与え、その「まかせて会員」が法律上の賠償責任を負った場合に保険金が支払われます。

ただし、自動車保険は組み込まれていないため、事故の相手方のけがや車等の物損、「まかせて会員」の車の修理については、「まかせて会員」が加入している自動車保険で対応することになります。

| 事由              | 保険金額        |
|-----------------|-------------|
| 対人・対物賠償(1事故につき) | 2億円を限度      |
| 初期対応費用(1事故につき)  | 1,000 万円を限度 |
| 訴訟対応費用(1事故につき)  | 1,000 万円を限度 |
| 受託者賠償責任         | 10 万円を限度    |

（補償例）

- ・「まかせて会員」の不注意でお湯がこぼれ、子どもにやけどをさせてしまったため、賠償請求を受けた。
- ・「まかせて会員」が提供した食事やミルクが原因で、子どもが食中毒になったため、賠償請求を受けた。
- ・「まかせて会員」の不注意で子どもが近所の家の窓ガラスを割り、賠償請求を受けた。

### ③依頼子供傷害保険

援助活動中に「おねがい会員」の子どもが被った障害について、「まかせて会員」の過失の有無にかかわらず保険金が支払われます。

| 事由     | 保険金額         | 備考                      |
|--------|--------------|-------------------------|
| 死亡     | 300 万円       | 事故日より 180 日以内を限度        |
| 後遺障害   | 12 万円～300 万円 | 事故日より 180 日以内を限度        |
| 入院(1日) | 3,000 円      | 事故日より 180 日以内を限度        |
| 手術     | 3,000 円×所定倍率 | 事故日より 180 日以内を限度        |
| 通院(1日) | 2,000 円      | 事故日より 180 日以内で、90 日分を限度 |

(補償例)

- ・子どもが階段から落ちてけがをした。

### ④研修・会合傷害保険

ファミサポ主催の研修などに参加中や会場への往復途上に、会員が被った障害について、保険金が支払われます。

| 事由     | 保険金額         | 備考                      |
|--------|--------------|-------------------------|
| 死亡     | 500 万円       | 事故日より 180 日以内を限度        |
| 後遺障害   | 20 万円～500 万円 | 事故日より 180 日以内を限度        |
| 入院(1日) | 3,800 円      | 事故日より 180 日以内を限度        |
| 手術     | 3,800 円×所定倍率 | 事故日より 180 日以内を限度        |
| 通院(1日) | 2,300 円      | 事故日より 180 日以内で、90 日分を限度 |

### ⑤お見舞金制度

保険の対象にならない損害に対し、お見舞金が支払われます。上限は 30,000 円(2,000 円未満は免責)で、請求には領収証などが必要になります。

(適用例)

- ・子どもに、「まかせて会員」の家財を壊された。
- ・子どもに、「まかせて会員」の子どもがけがをさせられた。

## よくある質問

Q1 知らない人に子どもを預けるのには不安があります。

A1 「まかせて会員」は、資格の有無に関わらず、子どもが好きで、子育てを援助したいと考えている方で、センターが実施する研修を受けています。また、不安を少なくするため、実際に預ける前に事前打合せで顔合わせをしています。

Q2 預かりの場所はどこになりますか。

A2 子どもを預かる場所は、原則として「まかせて会員」の自宅になります。ただし、会員双方の合意がある場合は「おねがい会員」の自宅での預かりや、近所の公園、児童関係施設(子育て支援センターなど)などで遊ばせることも可能です。

Q3 自宅に小学生の兄姉がいるので、その子に引き渡してもらえますか。

A3 大人から大人への引き渡しが原則になります。安全に子どもを引き渡すことができるよう、援助内容や方法を工夫してみてください。

Q4 感染症や体調不良の時に預かってもらえますか。

A4 病児、病後児の預かりはできません。別制度になりますが、病後児保育の利用基準に該当する場合がありますので、確認してみてください。

Q5 依頼内容を事前打合せから変更したいのですが。

A5 まず、事前打ち合わせをした「まかせて会員」に変更内容を連絡してください。「まかせて会員」の同意を得られた場合、「おねがい会員」は必ずセンターに連絡してください。また、「まかせて会員」の同意が得られない場合は、他の「まかせて会員」を紹介することもできます。

Q6 前回と同じ「まかせて会員」にお願いしたいのですが。

A6 同じ「まかせて会員」で2回目以降の利用の場合は、直接「まかせて会員」に依頼してもらうことも可能です。引き受けてもらった場合は、「おねがい会員」からセンターへ依頼内容(日時、預ける子どもの名前、援助内容等)を連絡してください。

Q7 センターが休みの日に、急遽援助が必要になったときはどうすればいいですか。

A7 同じ「まかせて会員」で2回目以降の利用の場合は、直接「まかせて会員」に依頼してもらうことも可能です。センターへは援助開始前にFAXまたはメールで連絡をお願いします。

Q8 「まかせて会員」ですが、家におもちゃやチャイルドシートがありません。

A8 預けるうえで必要な物は、原則として「おねがい会員」が準備しますので、事前打合せの際に「おねがい会員」に確認をしてください。チャイルドシートは、センターから貸し出すことも可能です。

## 安全チェックリスト

### まかせて会員用

|    |                                                                  |  |
|----|------------------------------------------------------------------|--|
| 1  | 階段やベランダ、窓際など段差があるところに、踏み台となるようなものを置いていませんか。                      |  |
| 2  | あめ玉、ピーナッツ、たばこ、ライター、薬、化粧品、洗剤、硬貨、刃物、ガラス製品などを、子どもの手が届くところに置いていませんか。 |  |
| 3  | ビニール袋やラップなどを子どもの手の届くところに置いていませんか。                                |  |
| 4  | ポット、鍋、アイロンなどを子どもの手の届くところに置いていませんか。                               |  |
| 5  | コンセントやコードなどを触られたり、つまずいたりしないようにしていますか。                            |  |
| 6  | 家具の上など、高いところに置いてあるものが落下する心配はありませんか。                              |  |
| 7  | 家具の引き出しなどが、簡単に開くようになっていませんか。                                     |  |
| 8  | ドアがボタンと閉まらないような対策をしていますか。                                        |  |
| 9  | 暖房器具でやけどしたり、扇風機に触れたりしないように気を付けていますか。                             |  |
| 10 | ペットが子どもに触れないなどの対策をしていますか。                                        |  |
| 11 | 子どもが浴槽や洗濯機に入れないような対策をしていますか。                                     |  |
| 12 | 室内の適切な温度調整(換気)ができるようになっていますか。                                    |  |
| 13 | 火災や地震などの非常時の対応を会員同士で確認していますか。                                    |  |
| 14 | 車に乗せる際は体格にあったチャイルドシートを準備していますか。                                  |  |

### おねがい会員用

|   |                                                   |  |
|---|---------------------------------------------------|--|
| 1 | 火災や地震などの非常時の対応を会員同士で確認していますか。                     |  |
| 2 | 援助活動の時間と内容、食事、おやつ、子どものアレルギーや体質などについて会員同士で確認しましたか。 |  |
| 3 | 送迎の場合、送迎先に誰が送迎するか伝えましたか。                          |  |

## ファミリーサポートセンターすさき 個人情報保護に関する基本方針

ファミリーサポートセンターすさき

### (1)個人情報の取得

当センターは、十分な安全管理措置を講じ、利用目的を明示した上で、須崎市ファミリーサポートセンター事業実施要綱のセンター事業、業務及び相互援助活動上必要な範囲で、適法で公正な手段により個人情報を取得します。

### (2)個人情報の利用目的

当センターは、取得した個人情報を須崎市ファミリーサポートセンター事業実施要綱のセンター事業、業務及び相互援助活動の遂行に必要な範囲内で利用します。その他の目的に利用することはありません。

上記の利用目的変更は、相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲においてのみ行い、変更する場合には、その内容を各個人に対し、原則として書面等により通知します。

### (3)個人データの安全管理措置

当センターは、個人データの漏洩、滅失又は毀損の防止その他個人データの安全管理のために必要かつ適正な措置を講ずるものとします。万が一、問題等が発生した場合は、速やかに適当な是正対策をします。

また、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを、確実かつ速やかに破棄または削除するものとします。

### (4)個人データの第三者への提供

当センターは、個人情報を第三者に提供するに当たり、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。

①法令に基づくとき

②人の生命、身体または財産の保護のために緊急かつやむを得ないと認められる場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき。

③市で利用する場合又は他の実施期間もしくは国の機関などが事務を遂行することに対し協力する必要がある場合、かつ、使用することについて相当の理由があると認められるとき。

### (5)問い合わせ窓口

下記問い合わせ窓口にお問い合わせください。

ご紹介者が本人であることを確認させていただいたうえで対応させていただきますので、あらかじめご了承ください。

#### (問い合わせ窓口)

住所 高知県須崎市山手町1番7号

須崎市教育委員会 子ども・子育て支援課 内

名称 ファミリーサポートセンターすさき